

<p>N1-009 □□□</p>	<p>【韓国／クレームの提出】</p> <p>2015年1月1日に施行された改正特許法により、願書と共に提出される明細書に、(2)が記載されるようになった。</p> <p>ただし、出願日または優先権主張日については明細書に(2)を記載する(4)をしなくても出願は(5)とみなされる。</p> <p>この改正により、例えば論文を(1)に記載すれば、(2)を記載しなくても出願日が認定されるようになった。</p>	<p>①発明の説明 ②請求の範囲</p> <p>③取下げ</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p>ができる制度となっていたが、請求の範囲がない明細書を提出しても出願日が認定されるという規定は明確ではなかった。</p>
<p>N1-010 □□□</p>	<p>【韓国／外国語による出願】</p> <p>2015年1月1日に施行された改正特許法に関し、次の記述内容は適切か？</p> <p>①韓国語以外の言語(外国語)による出願もできるようになった。</p> <p>②2015年1月1日時点では、外国語は英語に限定されている。</p> <p>③外国語出願の場合、最先の出願日から1年2月以内に韓国語による翻訳文を提出しなければ取下げとみなされる。</p> <p>④明細書に請求の範囲の記載がない出願を英語でした場合には、英語で記載した請求の範囲を明細書に含める補正をすると共に、その韓国語翻訳文を優先日から1年2月以内に提出しなければならない。</p> <p>⑤補正可能期間内であれば出願時の外国語特許出願の範囲内で誤訳訂正ができる。</p>	<p>①～⑤まで適切である。</p> <p>⑤について。外国語出願は現時点では英語のみが認められているため、英語明細書の範囲内で補正が可能である。(特42条の3)</p>
<p>N1-011 □□□</p>	<p>【韓国／外国語国際出願(誤訳の訂正)】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>2015年1月1日に施行された改正特許法においては、補正可能期間内であればPCT国際出願時の明細書等の範囲内で誤訳訂正が可能となった。</p>	<p>適切である。(特42条の3、208条)</p>
<p>N1-012 □□□</p>	<p>【韓国／多項従属クレーム】</p> <p>韓国特許制度において、①多項従属クレームは認められるか？ ②多項従属クレームに従属する多項従属クレームは認められるか？</p>	<p>①認められる。</p> <p>②認められない。(施行令5条)</p>
<p>N1-013 □□□</p>	<p>【韓国／コンピュータ・プログラム】</p> <p>韓国特許制度において、①コンピュータ・プログラムは特許対象となるか？ ②コンピュータ・プログラムの記録媒体は特許対象となるか？</p>	<p>①コンピュータ・プログラム自体は特許対象ではない。</p> <p>②コンピュータ・プログラムの記録媒体は特許対象となり得る。</p>